

中央会からのお知らせ

**動く!つなぐ!結ぶ!**

**第62回 中小企業団体兵庫県大会**

開催日 令和2年11月12日(木) 場所 神戸ポートピアホテル

1組合1組合士・組合のあしたを拓く組合士

令和2年度  
**中小企業組合  
検定試験**

検定試験を受けて組合士になろう!!

12/6 SUN

12月6日[日]

受験資格 特になし(ただし、組合士として認定されるには組合等での実務経験が必要です)

試験科目 組合会計 組合制度 組合運営

試験日 令和2年12月6日(日)

試験地 札幌・青森・仙台・郡山・さいたま・東京・静岡・名古屋・大阪・岡山・広島・山口・福岡・鹿児島・那覇

願書受付期間 令和2年9月1日(火)～10月15日(木)

受験料(税込) 6,600円  
※一部科目免除者については、5,500円(二科目受験)、4,400円(一科目受験)

お問い合わせ先 お申し込み方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会または全国中小企業団体中央会(TEL.03-3523-4907)までお問い合わせください。

主催/ 全国中小企業団体中央会  
後援/ 中小企業庁  
協力/ 都道府県中小企業団体中央会

**ひょうごワークシェアサイトのご案内**

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光や飲食などで、一時的に従業員の人手不足となっている産業がある一方、福祉や農業などの産業では、深刻な人手不足に直面しています。

このため、兵庫県では、短期的に働きたい希望を持つ方々やアルバイト先がなくなり困っている方々の受入れを希望する企業等の求人情報を提供する「ひょうごワークシェアサイト」を開設しました。

サイトはこちら: <https://www.j-hiroba.jp/jobnet/>

ひょうご・しごとネット

ひょうご・しごとネットについて

兵庫県ワークシェア推進事業とは

中小企業のための **地震・津波の補償「地震特約」**

ひょうご共済の火災共済に特約としてご加入いただける制度です。

ひょうご共済 地震特約 検索

“ひょうご”の中小企業を補償でサポート!

**ひょうご共済**  
兵庫県共済協同組合

月刊中央会



兵庫県中小企業団体中央会時報第752号(2020年9月5日発行)毎月1回5日発行  
発行所/兵庫県中小企業団体中央会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号兵庫県民会館3階  
本情報誌は組合等情報提供事業として発行しております。購読料/部30円(会員の購読料は会費に含まれています。)

TEL 078-331-2045

組合・中小企業を応援します!

# 月刊中央会

2020|September 第752号 9

令和2年9月5日号(毎月1回5日発行)



動く つなぐ 結ぶ  
組合・中小企業を  
サポート



**特集 中小企業強靱化(事業継続力強化計画)について**  
— 新型コロナウイルス感染症の拡大・水害・台風、地震等…様々なリスク対応に向けて —

**■中央会事業**

- ◇全国食の逸品EXPO 2020 兵庫県ブース共同出展者のご紹介!
- ◇東京インターナショナルギフトショー秋2020 兵庫県ブース共同出展者のご紹介!
- ◇第4回新商品・新サービス合同記者発表会「オンライン(生配信)併用型」開催! 一自慢の自社製品を中小企業8社がPR—(報告)

**■情報レポート**

県内中小企業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続く

**■中央会事業(先進事例)**

テーマ:社会貢献・SDGs  
— LED照明で「こども食堂」に温かい食卓と団欒を提供する!— (兵庫県電設資材卸業協同組合)

**■お知らせ**

- ◇中小企業団体の共同施設を使用する組合員企業の方へ— 家賃支援給付金について—
- ◇家賃支援給付金に関するお知らせ

**■お知らせ**

- ◇兵庫県中小企業事業再開支援事業のご案内
- ◇商店街感染症対策事業のご案内
- ◇兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)の申請ご案内
- ◇五つ星ひょうご選定商品募集のお知らせ

**■中央会からのお知らせ**

- ◇第62回中小企業団体兵庫県大会
- ◇令和2年度中小企業組合検定試験— 検定試験を受けて組合士になろう!!—
- ◇ひょうごワークシェアサイトのご案内

特集

特集

# 中小企業強靱化(事業継続力強化計画)について

## —新型コロナウイルス感染症の拡大・水害・台風、地震等…様々なリスク対応に向けて—

予想される新型コロナウイルス感染症の拡大、水害・台風、そして地震等,,,様々なリスクが想定される中で、事業を継続するために、まずは「もしも」のときの計画を事前に策定しておくことが備えの第一歩となります。そうした計画として国が定めたものが「事業継続力強化計画」です。

**「事業継続力強化計画」の認定制度とは…**  
 中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は、税制優遇や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられます。

◇計画について…  
 計画に記載する取組みは、例えば、①災害時における従業員の避難・被害状況把握②災害時における社内体制の設定などの初動対策③人員、設備、資金繰り、情報保全などで必要な対策の検討④従業員への訓練や計画の見直し等の実効性の確保などを申請書に記入することになります。

— 申請書様式の記載方法 —

- 【名称等】**  
 事業者の氏名又は名称にはフリガナを記載してください。  
 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号(13桁)が指定されていない場合は記載不要です。(法人番号がない事業者は「法人番号なし」と記載)  
 業種は日本標準産業分類の中分類を記載してください。(日本標準産業分類コード:https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10)  
 ※判断に迷われる際は、最寄りの経済産業局等にお問い合わせください。

■ 事業継続力強化の目標—自社の事業活動の概要 ■

自社の事業活動の概要	業種等を記載するとともに、地域経済やサプライチェーンにおける位置づけなどを記載する。 <b>(◆記載例)</b> (電子部品の製造・販売の場合)…当社は、主に大手電機メーカーA社の〇〇部品の製造を担っており、当該部品の過半数のシェアを握るなどサプライチェーン上の重要な役割を担っている。 (野菜等の小売業の場合)…当店は、地域において野菜を主に販売しており、一般顧客だけでなく、地域の複数の飲食店へ野菜を卸しており、当店の早期復旧しないと、これら飲食店に影響を及ぼす。 (コンビニ店の場合)…当店は、地区唯一のコンビニであり、物販等の販売だけでなく、宅配便の取次、公的機関への料金収納や、代金収納なども実施しており、当店の早期復旧しないと、地域住民の生活に支障が生じるおそれがある。
------------	---

- 自社がどのような事業を営んでいるのかを、分かりやすく簡潔に記入してください。  
 業種等に加え、自らの事業活動が担う役割(サプライチェーンで重要な部品を卸している、地域の経済・雇用を支えている等)を検討したうえで記載してください。

■ 事業継続力強化の目標—事業継続力強化に取り組む目的 ■

事業継続力強化に取り組む目的	<b>(◆記載例)</b> ・人命(従業員・顧客)を守り、地域社会の安全に貢献する ・自社の経営を維持するとともに、取引先への影響を軽減する ・供給責任を果たし、顧客からの信用を守る・従業員の雇用を守り、地域の活力を支える ・サプライチェーン全体への影響を軽減させる・社会からの要請に応える
----------------	---

- 自社が担う役割を踏まえつつ、下記の観点について自社の理念等と照らし合わせて考えてください。  
 自社が被災した場合のサプライチェーンや地域経済への影響度や、従業員に対する会社の姿勢について、可能な限り具体的に記載してください。(①従業員やその家族に対する責務②自社の企業理念や経営方針③顧客・取引先や地域経済に対する影響④事業継続力強化に当たっての理念や基本的な方針)

事業活動に影響を与える自然災害等の想定	<b>(◆記載例その1)</b> 当社の事業拠点は〇〇県〇〇市にあり、 ・今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が19.5%(J-SHIS地図参照)。当該地震による津波が20cm。 ・水災時に20cm~50cmの浸水(〇〇市ハザードマップ参照)が予想される地域である。また、例年、年に数回、台風が通過していることから、風害や一時的な豪雨による被害も想定される。 <b>(◆記載例その2)</b> 当社の事業拠点における事業活動に影響を与える主な自然災害は、所在地の自治体が発行するハザードマップで確認。 ・●●県●●町：震度6以上の地震が想定される、浸水想定地域1m以上浸水 ・●●県●●市：震度5強以上の地震が想定される。 ・●●県●●市：特に大規模地震や水害の想定がない地域である。
---------------------	--

- ハザードマップやJ-SHIS(地震ハザードステーション)等を確認し、想定される自然災害等を記載してください。  
 自然災害等の想定にあたっては、自社の事業活動に甚大な影響を与える可能性が高い自然災害を一つ以上記載してください。  
 複数の拠点を持つ場合、個々の拠点ごとの詳細な被害想定までは不要です。  
 地震については、予想震度や津波の予想高さ、水害については浸水の予想高さ等を具体的に記載してください。  
 間接被害(主要な取引先が〇〇災害が想定される地域に所在しているなど)による影響が想定される場合は、そのような影響を記載してください。

■ 自然災害の発生が事業活動に与える影響(ヒト、モノ、カネ、情報、その他) ■

自然災害等の発生が事業活動に与える影響	事象と脆弱性を考慮した際に、自社が受けると想定される内容が「影響」です。ここでは、「事象」と「脆弱性」を掛け合わせて考えていただきます。 <b>(事象例)</b> ①地震により大きな揺れに見舞われる ②大雨・洪水・高潮・津波により浸水するガスが停止する ③高速道路が通行止めとなる等 <b>(脆弱性)</b> ①緊急時に適切な対応を取れるメンバーが限られている ②予想される震度に対し、建物の耐震対策が行われていない ③保険等による建物や設備破損等への補償が不十分である、データのバックアップを実施していない等
---------------------	--

- 最も大きな被害が想定される自然災害を対象として、事業活動に与える影響を想定します。  
 自社に当てはめて事業活動に与える影響を考えてみましょう。  
 自社だけではなく取引先の被災やインフラなどの影響を検討することも重要です。

【事業継続力強化に資する対策及び取組み】

自然災害が発生した場合における人員体制の整備	災害発生後も事業を継続するために、モノ(設備・機器及び装置の導入)に関する対策をあらかじめ検討します。
事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入	災害発生後も事業を継続するために、ヒト(人員体制の整備等)に関する対策をあらかじめ検討します。
事業活動を継続するための資金の調達手段の確保	災害時には、資金調達が困難となる可能性もあります。平時から、災害時の資金調達方法を検討しておくことが重要です。
事業活動を継続するための重要情報の保護	災害発生後も事業を継続するために、情報(重要情報の保護等)に関する対策をあらかじめ検討します。

■ 事業継続力強化設備等の種類 ■ (◆記載例)

	(2)の項目	取得年月	設備等の名称/型式	所在地
1	B	R2.5	大型自家発電設備/MET101	●●県/××市〇〇—〇—〇
2	B	R2.6	制震装置/MET102	●●県/××市〇〇—〇—〇
3	B	R2.7	排水ポンプ/MET103	●●県/××市〇〇—〇—〇

	設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)
1	機械装置	2,000	1	2,000
2	器具備品	700	1	700
3	機械装置	1,500	2	3,000

■ ■ ■ 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組み (◆記載例)

・計画の推進及び訓練・教育については、代表取締役社長の指揮の下、実施する。  
 ・社内の管理職全員で組織する「防災・減災対策会議」(年2回開催)において、具体的な取組みを検討・決定する。  
 ・毎年5月を目処に、全社員参加の訓練を実施することとし、訓練に合わせて、社員への教育も実施する。また、実態に則した計画となるように、年1回以上計画の見直しを実行する。

■ ■ ■ 実施時期 (◆記載例)

実施時期 2020年9月～2023年8月

☑実施期間について、3年以内の取組みであることを確認してください。  
 ☑状況に変化が生じた場合には、計画に記載した実施期間を待たず、計画内容の見直しを検討してください。

■ ■ ■ 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及び調達方法 (◆記載例)

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)
事前対策	設備の復旧費用の支払い	当該設備にかかる損害保険への加入	1,000
事前対策	従業員への給与の支払い	C銀行からの融資	500

☑計画に記載された事業継続力強化設備等の導入等、事業継続力強化に資する対策及び取組みを確実に遂行するために必要な資金の額を検討したうえで、その調達方法を「資金調達方法」欄に記載してください。  
 ☑「何の目的で」、「どのような使い方をするのか」を「使途・用途」欄に簡潔に記載してください。

【その他】

(1) 関係法令の遵守 (必須)

確認事項	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四十五号)に抵触する内容は含みません。	✓

(2) その他事業継続力強化に資する取組み (任意)

確認事項	チェック欄
レジリエンス認証制度(※1)に基づく認証を取得しています。	✓
ISO22301認証(※2)を取得しています。	✓
中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。	✓

<認定ロゴマークについて>

中小企業強靱化法に基づく「事業継続力強化計画」または、「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた場合、もしくは本制度の周知等にご協力いただける機関において、使用することが可能です。

●事業継続力強化計画サイト

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm#gaiyou>

—事業継続力強化計画策定の手引き—

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/2019/190724kyokatebiki.pdf>

●新型インフルエンザ対策のための事業継続計画

<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/index.html>

●事業継続力強化計画による支援

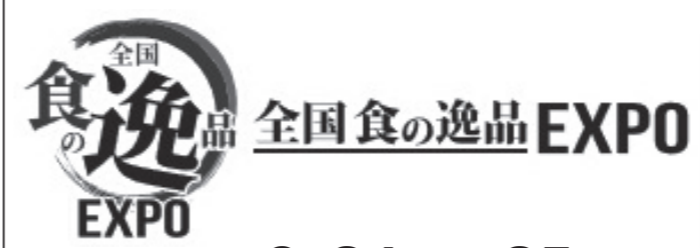
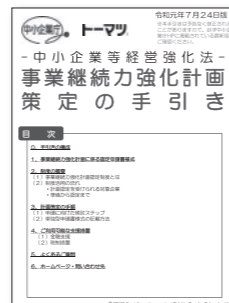
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

(中小企業庁HP → 経営サポート → 経営安定支援・BCP → 事業継続力強化計画)

<問い合わせ先>

中小企業庁事業環境部経営安定対策室 03-3501-0459

近畿経済産業局中小企業課 06-6966-6023



◆日時◆ 2020年9月24日(木)・25日(金)  
 10:00～18:00 ※最終日は17:00まで  
 ◆会場◆ 東京ビッグサイト  
 青海展示棟(東京都江東区青海1丁目2-33)



兵庫県ブースとして9社が共同出展します。

出展企業紹介

	出展者名	地区	出展内容
1	株式会社善太	南あわじ	淡路島フルーツ玉ねぎ、淡路島フルーツ玉ねぎスープ・ドレッシング、レトルトカレー
2	有限会社但馬フーズラボ	朝来	岩津葱の佃煮、アカモクの佃煮
3	株式会社NOUEN	朝来	朝来市特産品の「岩津ねぎ」を中心とした加工品や生鮮品
4	仙代テック株式会社	三田	全国発送可能なボトルウォーターラクサット純水器と冷熱サーバー
5	合名会社アリモト	姫路	兵庫県産山田錦を利用した「山田錦せんべい」、山田錦せんべいシリーズ
6	有限会社ムッシュ	姫路	ムッシュ自家製アーモンドバター
7	株式会社キャセリンハウス	神戸	日本初アールグレイ専門店「& EARL GREY」のお茶
8	株式会社イトー屋	芦屋	餃子、コロケ、春巻、シューマイ、お好み焼、たい焼き、レトルトカレー
9	有限会社みたけの里舎	丹波篠山	黒大豆、枝豆

◇お問合せ：事業部 情報企画課 担当/今橋



◆日時◆ 2020年10月7日(水)～9日(金)  
 10:00～18:00 ※最終日は17:00まで  
 ◆会場◆ 東京ビッグサイト  
 西・南展示棟(東京都江東区有明3-11-1)



兵庫県ブースとして7社が共同出展します。

出展企業紹介

	出展者名	地区	出展内容
1	株式会社関西西工	尼崎市	・温芯浴マット・携帯ホットパッド・新ワンニャンマット
2	株式会社横谷	丹波市	・フロア畳・畳を使用した小物・雑貨
3	株式会社共生社	尼崎市	・耐水性のある丈夫なメモ・防災用としても使えるストレージメモ
4	株式会社藤原	小野市	・錫製品(酒器、ストロー)
5	ワンス株式会社	西脇市	・ツボってる新商品
6	株式会社ダイイチ	小野市	・播州そろばん・知育木具・そろばん製作他県イベント企画
7	有限会社畑中義和商店	多可町	・からだ洗い用こんにゃくスポンジ「つやの玉たおる仕様」

◇お問合せ：事業部 情報企画課 担当/赤松

中小企業情報発信力強化支援事業

第4回 新商品・新サービス合同記者発表会「オンライン(生配信)併用型」開催! — 自慢の自社製品を中小企業8社がPR — 報告



8月17日(月)、神戸商工会議所にて兵庫県内の中小企業が自社の新製品などを報道機関向けに発表する「第4回新商品・新サービス合同記者発表会」を開催しました。

発表会は、プレゼンテーションと、各企業および団体の展示ブースにて記者が直接取材やインタビューを行える交流会の2部構成で行い、**①株式会社昭栄(豊岡市)、②有限会社畑中義和商店(多可町)、③植物セラピーあるある(宝塚市)、④まるよ促成(加東市)、⑤翔飛工業株式会社(加古川市)、⑥一般社団法人リ・ウェーブ(神戸市)、⑦菅哉物産株式会社(たつの市)、⑧あわじ里山プロジェクト(淡路島)**(敬称略)の8事業者が、地元新聞社をはじめとする多数の報道陣を前に、自慢の商品やサービスについてPRしました。

今年度は初の試みとして会場での開催と共にYouTubeを活用した初のオンライン(生配信)併用型での対応を行い、発表会に参加できなかった関係者や事業者をはじめ一般の方にも広く視聴やPRができるようにしました。



自社の商品をPRするには広告費等として多額のコストがかかり、中小企業にとって大きな負担となります。この発表会は、お金をかけずにプロモーションできる方法として効果的とされているプレスリリースを作成するセミナーの集大成として開催したものであり、新聞やテレビに取り上げられるなど、早速成果が出始めております。



YouTube で発表会の様子を視聴できます。  
URLはこちら→<https://youtu.be/qG6zX0svIKQ>



◇お問合せ： 事業部 情報企画課 担当/永久・中橋・東

兵庫うつらない・うつさない宣言  
～一人ひとりの行動で感染拡大を抑えこもう～

県民の皆様へ

- 感染が再拡大している地域への不要不急の移動を自粛しましょう!  
特に、県境をまたいで、接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等の利用を控えましょう!
- お盆に県外からの帰省客を迎える際には感染防止対策をしっかりと!
- 感染防止対策がされていない施設の利用を控えましょう!  
大人数での会食や飲み会をやめましょう! 大声での会話もだめ!  
若者グループは特に注意!
- 高齢者や基礎疾患のある方は、不要不急の外出を控えましょう!
- 「ひょうごスタイル」を徹底しましょう!

事業者の皆様へ

- ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底! 「感染防止対策宣言ポスター」を掲示!
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」に登録・施設内でQRコードの掲示!
- 在宅勤務(テレワーク)、TV会議、ローテーション勤務等を推進!



情報レポート

2020年8月11日集計

概況 県内中小企業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続く

内閣府が7月22日に公表した月例経済報告で、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、令和2年7月豪雨等の経済に与える影響や金融資本市場の変動に十分留意する必要がある。」

一方、県内中小企業では、一部の業種に持ち直しの動きが見られるものの集客イベントの自粛など、先行きの見通しが立たないとの声が多く聴かれ、より一層厳しい状況が続く。

項目	景況	売上	収益	資金
製造業	☔ -76%	☔ -68%	☔ -78%	☔ -65%
非製造業	☔ -86%	☔ -78%	☔ -76%	☔ -73%
総合	☔ -81%	☔ -73%	☔ -77%	☔ -69%



業界の声

製造業

**木材・木製品**.....  
特別定額給付金により、店舗は少し動きがあった。納品も7月になるところが多くあったため、数字は上振れをした。また、ネット販売をしている会社はテレワークブームで数字は上がっている様子。

**印刷**.....  
少しずつは戻って来ているが前年などから比べると2割減。しかし元々が厳しい状況だったので助成金などが終わると資金繰りなど問題点が出てきそうである。

**窯業・土石製品**.....  
新型コロナウイルスの影響により陶器まつりの開催を中止した。

**鉄鋼・金属**.....  
コロナ感染者が拡大化しており、県外(得意先)への移動自粛・イベント中止が相次ぎ、経営状況が悪化している。

**一般機器**.....  
壊滅的な状態では無いにもかかわらず、特に他のメーカーと同様、コストダウン(コストカット)の話が前にも増して出ている。仕事を出す方の不安はもちろん理解できるが仕事を貰っている側としても不安が不安を呼んでいるようだ。

**輸送機器**.....  
前月の売上よりは改善された。このように毎月改善されることを期待したいが、明るい材料が少ないなか、厳しい状況が続くと見込んでいる。また、何れはコロナ禍の影響が出て来るのではと心配している。

非製造業

**卸売業**.....  
売上が減少し従業員に給料が払えなくなりつつあり、一時帰休させるところも出てきた。これを機会に廃業を考えるとところもあるらしい。

**小売業**.....  
コロナウイルス感染の拡大が身近に迫っているように感じられ、お客様の滞在時間が以前より短くなっている。今月より徐々にイベントも開始しているが、密な状態を避けるためイベント内容も限られており、集客を目的とするイベントは実施できていない。

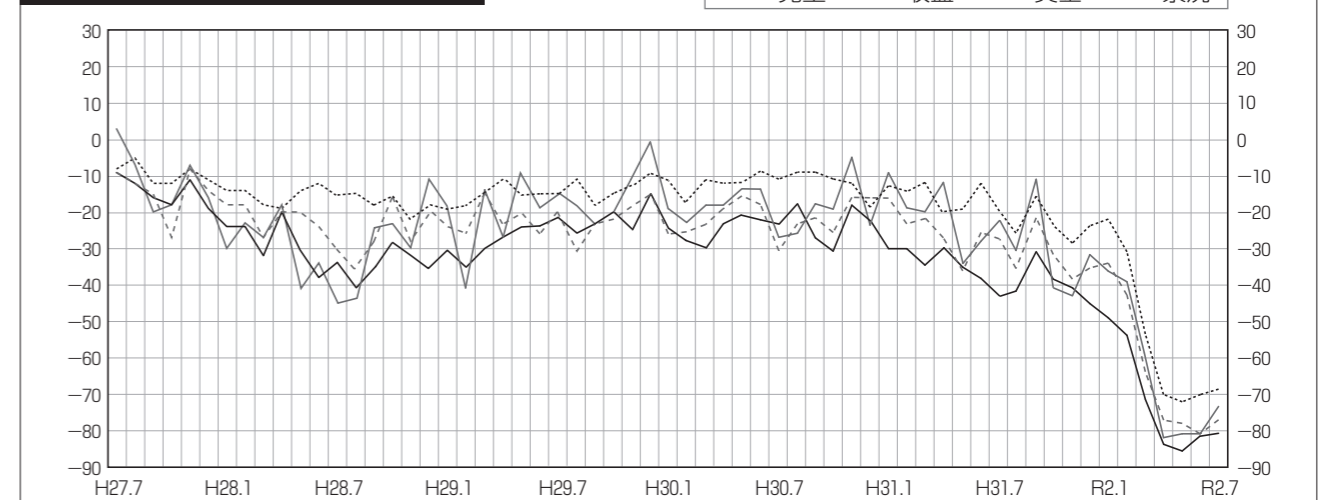
**商店街**.....  
兵庫県お買い物ポイント事業が始まり、ほとんどの店舗で良い結果がでている。新型コロナウイルス感染者が兵庫県でも急増しているが3月から5月ほどの影響は出ていない。

**サービス業**.....  
新型コロナウイルス感染者が少なくなってきて、少しずつ回復してくるか期待していたが、7月からコロナウイルス感染者が急増してきており、全く回復の見通しがなく不安定な状況である。

**運輸業**.....  
7月の軽油価格は3円強の値上げで決着したが、8月は更なる値上げが懸念される。取扱数量は当月も4連休があり、また新型コロナウイルスの感染拡大により伸び悩んでいる。高速道路の利用状況はやや持ち直したが依然として非常に厳しい状況が続いている。

**その他**.....  
福祉施設も感染予防対策において重要な時期を迎えつつある。夏休み、帰省等による面会の規制をせざるを得ない状況となっている。職員においても注意喚起をはじめ日々の状況変化に対応する体制を整えている。

景気動向(前年同月比)の推移 DI図



様々な情報に  
括弧すべし

< 社会貢献・SDGs >

LED照明で「こども食堂」に温かい食卓と団欒を提供する!

< 組合の概要 >

組合名	兵庫県電設資材卸業協同組合	業種	電気機械器具卸売業
住所	〒652-0283 兵庫県神戸市兵庫区島上町1-4-18	組合員数	31人
電話番号	078-939-4807	出資金	930千円
		代表者	理事長 小林義昭

Chapter 1

我々のもつ技術やノウハウを活かせる、地域貢献「こども食堂」を応援するプロジェクトがスタート!!

昭和49年、兵庫県全体に電材業界の「共存共栄の実」を掲げようと組織化、そして電材業界のイメージアップと発言力向上を目指し、組合が立ち上がった。

これまで兵庫県民に様々なイベントを通じて節電に関する商材を紹介しながらエネルギーや電気の有益な使い方を啓蒙など様々な地域貢献活動を実施してきたが今回、兵庫県の関係者から、組合として「こども食堂」へ何らかの支援ができないかという相談を受けたのははじまりである。

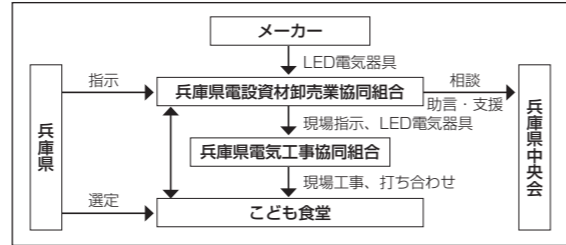
こども食堂は、子どもやその親、地域の住民に対して、無料またはリーズナブルな価格で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場として子どもと大人たちとのつながりや地域コミュニティの連携の有効な手段としても注目されている。兵庫県では現在、100カ所前後のこども食堂が運営されており、こども食堂でLED照明を使用することで温かい空間が演出でき、食卓に並んだ食べ物もより美味しく見えるなど我々のもつ技術やノウハウを活かすことができないかとの想いで組合員・業界関係者の賛同を経て、兵庫県内にある「こども食堂」を応援するプロジェクトがスタートした。

Chapter 2

「ステッカー作成でこども食堂の啓蒙そして電気工事工業組合連携のもとLED照明器具を提供!!

まずは、取組みの一つとして「こども食堂」の啓蒙活動を行った。こども食堂は全国的に開設が進む一方、兵庫県では地域によってばらつきが見られ、地域の規模と比較しても十分な数とは言えない現状にある。そこで、こども食堂に対する応援を表明したステッカーを作成。まずは「子ども食堂とは?」といった周知の段階に働きかけるツールとしてPRステッカーを兵庫県電気工事工業組合と同組合が、それぞれ

の組合員の営業車や店舗に貼付を行いPRした。そしてLED照明器具の提供による「こども食堂」の環境改善活動を実施した。兵庫県が支援先こども食堂を選定。当組合が取りまとめ役となり、支援先こども食堂に出向き要望を確認。現場確認の上、作業内容、段取りの打ち合わせ、作業日程の決定。LED照明器具は当組合がメーカーから購入、兵庫県電気工事工業組合に納入し、工事は兵庫県電気工事工業組合が実施した。



Chapter 3

電器業界の工・製・販が連携した結束でこども食堂を通じた問い合わせが増え、業界のPRへ!



「こども食堂」の啓蒙活動によりPRしたことで、他のこども食堂からの問い合わせや同組合の活動内容についての問い合わせが増えつつある。またLED照明器具の提供による「こども食堂」の環境改善は、1年目は県内3ヶ所、2年目は現在までに3ヶ所のこども食堂にLED照明器具を提供し、結果支援したこども食堂からは「蛍光灯からLED照明に取り替えたら部屋の雰囲気も明るくなり、子どもたちや女性スタッフも大変喜んで、とくに暖色系のあかりは、いままで以上に食事を楽しくさせる効果があるように感じている」と感謝のお言葉も得ている。また当事業は地元テレビ局のサンテレビのニュースに取り上げられ、地域へのPRにも繋がった。

今事業の成果を獲得した要因は、電器業界の工・製・販が連携し三位一体となって事業に取り組む体制ができたことである。

Chapter 4

社会貢献活動から物売りではなく事売りをする提案力で業界や事業者の生き残りを目指す!

当組合の電気資材卸業の認知度はまだまだ低い。世の中はIT化を含め技術革新が目覚ましい。個店同士の競争も激化している。商品を守るだけでは生き残れない。生き残るためには物売りではなく事売りをする提案力が必要になっている。組合の在り方も変化している中で勝ち組組合になるためには組合員が競争するだけでなく、協力して地域社会に貢献し、認知度を高めることが近道だと考える。今回の地域貢献活動から事売りをする提案力が培われ、また人材採用・育成活動等において組合員に良い影響をもたらすとし、事業だけでなく地道に社会貢献活動を続けて行かなければならない。



令和元年度組合資料取集加工事業(先進組合事例)として中小企業診断士 小林知彦先生(代表 ポロス)に調査分析頂きました。

◇お問合せ：事業部 連携推進課 担当/巽

中小企業団体の共同施設を使用する組合員企業の方へ

家賃支援給付金について

中小企業団体の共同施設を使用する組合員の家賃支援給付金の申請における取扱いに係るガイドライン(組合特例ガイドライン)が公表されました!!

家賃支援給付金とは、5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えるため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給するものです。

中小企業団体と組合員企業との間で賃貸借契約を締結し、賃料等を支払っている場合についても、本給付金が給付される可能性があります。

共同店舗(事業協同組合が運営主体の商業施設)、工業団地など、組合員が使用する中小企業団体(以下、「組合」)の共同施設では、通常の賃貸借契約に基づく賃料等ではなく、施設使用契約等による賦課金や施設使用料を実質賃料として支払っているケースが多くみられます。

組合の共同施設を使用する組合員が賃貸借ではない形態での契約関係によって、組合に対して支払う『面積割や区画割等の不動産を基準としている賦課金や施設使用料の月額相当分の額』を賃料等として扱うことが適当であることを示す【例外⑤】業界団体等によるガイドラインとして、「中小企業団体の共同施設を使用する組合員の家賃支援給付金の申請における取扱いについて(ガイドライン)」(以下、「組合特例ガイドライン」)をお知らせします。

※家賃支援給付金業界団体等ガイドラインについては、下記サイトの『12 中小企業団体の共同施設を使用する組合員の家賃支援給付金の申請における取扱いについて(ガイドライン)』をご確認ください。

[https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/guideline\\_youken.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/guideline_youken.html)

- 中小企業団体の共同施設を使用する組合員の家賃支援給付金の申請における取扱いについて(ガイドライン)(PDF形式) <https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/zenchu200722-gl1.pdf>
- 宣誓書(word形式) <https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/zenchu200722-gl2.docx>
- 適用ガイダンス(PDF形式) <https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/zenchu200722-gl3.pdf>

**経済産業省 中小企業庁** **家賃支援給付金** に関するお知らせ

**対象者** 5月～12月において以下のいずれかに該当する中小企業、小規模事業者、個人事業者  
(医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象)  
①1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少  
②連続する3カ月の売上高が前年同期比で30%以上減少  
(法人) 最大300万円 (個人) 最大150万円  
複数店舗運営の場合(法人) 最大600万円 (個人) 最大350万円

**給付額** 申請時の直近1ヵ月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] 但し100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] 但し50万円(月額)が上限

**サイト** <https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>

**新型定期預金 マイナーベスト**

高めの金利設定(当金庫内比較)    1年、2年、3年から期間が選べる    お預け入れは50万円から

**商工中金**

●神戸市役所南側西入る

**神戸支店**

〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111  
☎078(391)7541

●市民会館東隣

**姫路支店**

〒670-0015 姫路市総社本町111  
☎079(223)8431

●労働福祉会館前

**尼崎支店**

〒660-0096 尼崎市東灘波町5-19-8  
☎06(6481)7501

お知らせ

## 兵庫県中小企業事業再開支援事業のご案内 (締切 9月30日まで) = 兵庫県 =

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言対象区域の解除に伴い、社会経済活動が再開されることから、中小法人・個人事業主の皆様を対象に、従業員の労働環境確保のために取り組む接触感染や飛沫感染の拡大防止にかかる経費に補助金を支給します。

- 対象** 兵庫県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主の方（NPO法人も含む）
- 補助対象経費** 令和2年4月7日から令和2年9月30日の間に発注（契約）、納品、支払した感染拡大を防止するために要した経費（資材費、設備・備品購入費、改装・修繕工事費、委託費・外注費、リース料、印刷費）
- 補助金額** 定額補助

	中小法人	個人事業主
県内に1事業所の場合	20万円	10万円
県内に2事業所以上の場合	40万円	20万円



- 申請期間** 令和2年6月30日（火）～9月30日（水）  
詳しくはこちら：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr05/jigyousaikai.html>
- お問合せ先** 兵庫県 中小企業事業再開支援金事務局 TEL：078-361-1500（平日9時～17時）

## 商店街感染症対策事業のご案内 (締切 9月30日まで) = 兵庫県商店連合会 =

商店街が行う新生活様式への対応（ひょうごスタイル）にあわせた感染症対策を支援します。

- 対象事業者** 商店街・小売市場の団体、商店街連合会（任意の商店街団体も含む）
- 取組内容** ・感染症拡大防止事業（商店街が実施する共有スペース等の感染症対策）  
・クリーン商店街発信事業（感染症対策に取り組む商店街のPRや来街者への啓発）
- 補助対象経費** ・感染症対策の導入経費（サーモカメラ、換気扇の設置、空気清浄機、クリアパーティションの購入等）  
・PR経費（啓発資材の作成（タペストリー、のぼり、ちらし等）、HPの更新等）
- 補助金額** 定額補助

	補助上限額・下限額
《商店街・小売市場》	上限1,000千円 下限100千円
《商店街連合会》	上限2,000千円 下限100千円



- 申請期間** 令和2年6月22日（月）～9月30日（水）  
詳しくはこちら：<http://hyogo-omise.com/>
- お問合せ先** 兵庫県商店連合会 TEL：078-341-7711（内3565）（平日9時～17時）

## 信用保証のご案内

### 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆さまへ

当協会では、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナウイルス」という。）により影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、経営相談窓口を設置し、各種保証制度等により、経営支援、資金繰り支援を行っています。

**危機関連保証** 危機関連保証の認定を受けられた事業者の方は、一般保証およびセーフティネット保証とはさらに別枠となる100%保証が利用可能となります。

**セーフティネット保証4号** セーフティネット保証4号の認定を受けられた事業者の方は、一般保証と別枠の100%保証が利用可能となります。

**セーフティネット保証5号** セーフティネット保証5号の認定を受けられた事業者の方は、一般保証と別枠の80%保証が利用可能となります。

**兵庫県融資制度 新型コロナウイルス感染症対応資金【令和2年6月22日から融資限度額を3,000万円⇒4,000万円に拡充】**

本制度は、借入当初の保証料補助（全額補助又は半額補助）を受けることができるほか、所定の要件を満たした場合に、利子補給や既存の保証付融資を借換えすることが可能です。

**兵庫県融資制度 新型コロナウイルス保証料応援貸付【令和2年6月22日から取扱開始】**

本制度は、借入当初の保証料全額補助を受けることができます。

上記は、概要のため、詳細は当協会HPをご覧ください。各事務所・支所にお問い合わせください。

HPはこちら   **兵庫県信用保証協会** 〒651-0195 神戸市中央区浪花町62番地の1 TEL.078-393-3900(代表) 

お知らせ

## 社会福祉施設における感染症防止対策等への支援 兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の申請（ご案内）

<補助・支給対象者・経費について>

事業区分	対象条件(期間・事業所)	対象経費・補助額
感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業	・令和2年4月1日以降、令和3年3月31日までに感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設(医療みなしを含む) ・助成対象:サイト参照(補助基準単価表に記載)	(対象経費例) 感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置、感染防止のため発生する追加的人件費、自転車・自動車の購入費用、ICT機器の購入費用等(補助基準額)サービス類型毎に設定(詳細は別添補助基準単価表参照)
在宅サービス事業所による利用者への再開支援助成事業	・令和2年4月1日以降、令和3年3月31日までに、サービス利用休止中の利用者への再開のための支援を行った在宅サービス事業所(医療みなしを含む) ・助成対象:サイト参照(補助基準単価表に記載)	(補助基準額)1利用者あたり1,500円～6,000円(詳細は別添補助基準単価表参照)
在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	令和2年4月1日以降、令和3年3月31日までに感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所(医療みなしを含む) ・助成対象:サイト参照(補助基準単価表に記載)	(対象経費例) 「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する購入費用(長机、飛沫防止パネル、換気設備、自転車、ICT機器、内装改修費等)(補助基準額)20万円(詳細は別添補助基準単価表参照)

- お問合せ先**  
サイト：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/Ouenhaken.html>  
兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局 TEL：078-362-3056（平日9時～17時）

## 五つ星ひょうご選定商品募集のお知らせ

ひょうご五国（摂津・播磨・但馬・丹波・淡路）の豊かな自然や歴史・文化を生かした商品の中から、ひょうごの良さをアピールする「地域らしさ」に加えて、これまでにない新規性やオリジナリティなどの「創意工夫」が施された逸品（食品・非食品）を「五つ星ひょうご」として選定する令和2年度の出品募集（食品・非食品の単品商品及びセット商品）を開始します。

	食品部門	非食品部門
<b>選定対象商品</b>	●加工食品、和・洋菓子等 ●酒類、飲料品、調味料等 ※1次産品は対象外。但しタレ・スープ等と一緒に販売し加工食品とみなされる場合は対象	①衣料関係:洋服(アパレル全般)、和服、靴、バッグ等、小物類、雑貨、ジュエリー、腕時計等 ②日用品、生活関連:インテリア、日用雑貨、文具、照明器具等スポーツ・アウトドア用品、ペット用品等

- 応募資格** ①兵庫県に本店もしくは支店を有する法人、団体、個人事業主であること。  
②「五つ星ひょうご」に選定された場合、初めてのお披露目となるバイヤー向け内覧会、及び一般向け販売会に出展できること(令和3年3月神戸市周辺で開催予定)。また、各種物産展・商談会・イベント等へ出展し販売を行うなど、五つ星ひょうご選定商品のPRと一緒に取り組んでいただけること。

**選定対象商品** 食品・非食品の単品商品及びセット商品(兵庫の魅力的な商品の詰合せも可)

- 出品条件** ①1事業者につき1商品(食品・非食品の単品商品又はセット商品)  
②兵庫県産材料を使用している、もしくは製品の最終加工が兵庫県内で行われた商品  
③適量、継続的な生産体制が整っていること  
④すでに発売を開始している、もしくは近日中に発売予定の商品(※試作品は不可)  
⑤製造、販売及び表示に係る関係法令を遵守し、必要な許認可を受けていること  
⑥商標権等の知的財産権に関して問題が生じていない商品

- 募集期間** 令和2年8月3日(月)～9月30日(水)  
**応募方法** 応募要領及び出品申込書は、HPよりダウンロードいただき、メール又は郵送でお申し込みください。

- お問合せ先** 公益社団法人 兵庫県物産協会 五つ星ひょうご推進専門員    
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1(兵庫県庁1号館7階)  
TEL：078-362-3858(平日9時～17時30分) E-Mail：info@5stars-hyogo.com